

入 所 申 込 に 係 る 確 認 書

保護者（代表者）氏名：_____

入所希望児童名：_____

1 入所できなかった場合

- ☐ 引き続き入所を希望する（新年度は別途申し込みが必要です）
- ☐ 申込みを取り下げる（取下届の提出が必要です）

2 きょうだいで同時申込みの場合

- ☐ 同じ施設に同時でなければ入所しない
- ☐ 別々の施設でも同時であれば入所する
- ☐ 一人だけでも先に入所する ※一人だけ入所した場合でも、就労等の開始が必要です。

3 入所希望月に、きょうだいがすでに保育施設に在籍している場合

- ☐ きょうだいが在籍している施設以外は希望しない
- ☐ 同じ施設に空きがない場合、別の施設でも入所を希望する

4 申請理由：「求職」の方へ

入所月の翌月末日までに就労することが必要です。下記の確認書にご署名ください。

< 確 認 書 >

入所できましたら、2ヶ月以内に就労します。

入所月の翌月末日までに「就労証明書」を提出できない場合は、退所届を提出します。

年 月 日

保護者氏名：

5 申請理由：「復職（育児休業終了）」の方へ

入所月の翌月末日までに復職することが必要です。下記の確認書にご署名ください。

< 確 認 書 >

入所できましたら、2ヶ月以内に育児休業を終了し復職します。

入所月の翌月末日までに「復職証明書」を提出できない場合は、退所届を提出します。

年 月 日

保護者氏名：

6 申請理由：「妊娠・出産」の方へ

入所承諾期間は、出産予定月1ヶ月前から、出産予定月の2か月後の月末までです。

下記の確認書にご署名ください。

< 確 認 書 >

出産等を理由に申込みをし、出産予定月の2か月後の月末までに退所届を提出します。

年 月 日

保護者氏名：

保育所等利用申込に係る説明事項確認書

確 認 項 目	確認欄
【申込に関すること】	
1 事前に見学が必要です（きょうだいが在園等の場合は園にご相談ください）。 申請時に見学が済んでいない場合は、選考できないことがあります。	☐
2 手引きの内容をよく読み、理解しました。	☐
3 必要書類をすべて揃えてから提出してください。複数の児童を同時に申し込む場合、申請書類は1人につき1部必要です。ただし就労証明書などの証明書類は、原本は1部で、それ以外はコピーでも構いません。	☐
4 提出書類は返却できません。必要な方は、提出前にあらかじめコピーをしてください。	☐
5 就労で申込の場合、ひと月あたり64時間以上（休憩時間を除く）の就労が必要です。	☐
6 求職や出産等の場合の保育期間について、再度ご確認ください。 ※入所後に仕事を退職した場合、届出のうえ求職期間：2ヶ月まで、出産後も2ヵ月までの利用です。	☐
7 提出書類の内容について、職場や保護者様あてに、電話等で確認や調査を行う場合があります。	☐
8 申込みの内容が事実と異なる場合は、入所内定や決定を取り消すことがあります。	
9 同一世帯に幼稚園等通園のため入所申込みしない未就学児童がいますか？	☐ います（ ）幼稚園 ☐ いません
10 保育料の滞納（卒園児を含む）がある世帯は、入所選考において不利になります。	☐
11 申込み後、家庭状況（結婚、離婚、妊娠等）、就労状況（勤務先や勤務時間の変更等）、児童の健康状態（アレルギー等）等が変わった場合には至急ご連絡ください。 ご連絡がない場合、入所内定や決定を取り消すことがあります。	☐
【入所決定に関すること】	
12 入所できなかった場合は、初回のみ「保育利用保留通知書」を送付します。 それ以降は、入所が決定した場合のみ、入所開始月の前月20日以降に入所承諾通知書を送付します。	☐
13 入所後は、お子さまが無理なくなじめるよう、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていきます。	☐
【入所後の変更および保育料等に関すること】	
14 入所後、保育を必要とする理由や家庭状況等（退職・転職、勤務時間の変更や妊娠・出産、転出、退所、住民税額など）が変わった場合、すぐに届出が必要です。 認定変更申請の締め切りは、毎月10日です。	☐
15 課税情報（マイナンバーによる情報照会を含む）が確認できない場合、0～2歳児クラスは保育料が最高額となることがあります。3歳児クラス以上は、副食費の免除が正しく判定できません。	☐
16 届出により保育料の変更がある場合、変更となるのは申請月の翌月からとなります。	☐
17 保育料は、口座振替をお願いします。（扶養義務者名義の口座をご利用ください。）	☐
18 保育料が納期限までに納入されない場合、滞納処分を行うことがあります。	☐

上記について了承し、保育所等の利用申込を行います。

年 月 日

保護者（代表者）署名： _____ 児童氏名： _____